

## 勝央町農地利用最適化推進委員募集要項

現在の農業委員会委員・農地利用最適化推進委員の任期が令和8年7月19日で満了となりますので、以下のとおり新しい委員を募集します。

### 1 募集の内容

10人（勝間田地区2人、植月地区2人、吉野地区2人、古吉野地区2人、高取地区2人のいずれかの担当区域ごとの募集）

農業者等の個人や法人からの推薦及び一般募集（個人の推薦に当たっては農業者等3名以上連名し当該農業者等の代表者が書類をもって推薦するものとする）

### 2 任期

農業委員会が委嘱した日（令和8年7月20日以降）から令和11年7月19日まで（3年間）

### 3 身分及び報酬

勝央町の特別職の非常勤職員として、「勝央町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づいて支給（年額150,000円）

### 4 職務内容

- 1 農業委員と連携して、農地利用状況調査、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消のための農地パトロール、農業への新規参入の促進に関する業務
- 2 県、その他団体などが主催する研修会に参加
- 3 その他、農業委員会業務として必要に応じ現地調査等

### 5 申込資格

- ・町内に住所を有する人（ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない）
  - ・推進委員として推薦を受ける人及び応募する人は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる人で、次のいずれかに該当する人を除く
- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
  - 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - 3 勝央町暴力団排除条例（平成23年勝央町条例第8号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない人
  - 4 勝央町職員でない人

※同時に同じ人が農業委員会委員と農地利用最適化推進委員を応募することや、推薦を受けることはできませんが、委員を兼任することはできません。

### 6 推薦及び応募方法

指定の用紙に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により勝央町農業委員会事務局まで提出してください。なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。推薦及び応募用紙は農業委員会事務局（役場産業建設部）に備えるほか、町ホームページからもダウンロードできます。

### 7 募集期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月31日（火）まで【必着】

※持参する場合は、平日午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

## 8 選考方法

推薦、応募書類等をもとに農業委員会において、選考しその結果をもって決定します。(必要に応じて面接等を行う場合があります。)

農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱します。(令和8年7月20日以降)

## 9 推薦、応募状況の公表

勝央町ホームページにおいて、募集期間の中間と期間終了後に、推薦した人、推薦を受けた人及び応募した人に関する情報を法令に基づき公開します。

## 10 お問い合わせ先

勝央町農業委員会事務局 (産業建設部) 電話 3 8 - 3 1 1 2